

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

富田林市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成元年富田林市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1久野喜台小学校の項中「一丁目451番地、1276から1284番地、1285番地の1、1317から1319番地」を「一丁目10番、11番、18から21番、25番、26番」に改め、同表藤沢台小学校の項中「451番地、1276から1284番地、1285番地の1、1317から1319番地」を「10番、11番、18から21番、25番、26番」に改める。

別表第2葛城中学校の項中「一丁目451番地、1276から1284番地、1285番地の1、1317から1319番地」を「一丁目10番、11番、18から21番、25番、26番」に改め、同表藤陽中学校の項中「451番地、1276から1284番地、1285番地の1、1317から1319番地」を「10番、11番、18から21番、25番、26番」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富田林市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成元年富田林市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第2条関係） （1） 富田林市立小学校通学区域 【別記1 参照】 （2） 富田林市立中学校通学区域 【別記2 参照】	別表（第2条関係） （1） 富田林市立小学校通学区域 【別記1 参照】 （2） 富田林市立中学校通学区域 【別記2 参照】

【別記1】

現行

学校名	通学区域
(中略)	
久野喜台小学校	久野喜台一丁目及び二丁目、五軒家一丁目及び二丁目（一丁目451番地、1276から1284番地、1285番地の1、1317から1319番地を除く。）、加太一丁目から三丁目、青葉丘、新青葉丘町
(中略)	
藤沢台小学校	藤沢台一丁目から七丁目、津々山台一丁目1番、五軒家一丁目のうち次の区域（451番地、1276から1284番地、1285番地の1、1317から1319番地）、大字廿山のうち次の区域（394番地の3から599番地、636番地、637番地、1281から1292番地）
(後略)	

改正後（案）

学校名	通学区域
(中略)	

久野喜台小学校	久野喜台一丁目及び二丁目、五軒家一丁目及び二丁目（ <u>一丁目10番、11番、18から21番、25番、26番</u> を除く。）、加太一丁目から三丁目、青葉丘、新青葉丘町
(中略)	
藤沢台小学校	藤沢台一丁目から七丁目、津々山台一丁目1番、五軒家一丁目のうち次の区域（ <u>10番、11番、18から21番、25番、26番</u> ）、大字廿山のうち次の区域（394番地の3から599番地、636番地、637番地、1281から1292番地）
(後略)	

【別記2】

現行

学校名	通学区域
(中略)	
葛城中学校	久野喜台一丁目、五軒家一丁目及び二丁目（ <u>一丁目451番地、1276から1284番地、1285番地の1、1317から1319番地</u> を除く。）、高辺台一丁目から三丁目、藤沢台三丁目及び四丁目、青葉丘、新青葉丘町、加太一丁目から三丁目
(中略)	
藤陽中学校	藤沢台一丁目及び二丁目と五丁目から七丁目、向陽台一丁目から五丁目、津々山台一丁目1番、五軒家一丁目のうち次の区域（ <u>451番地、1276から1284番地、1285番地の1、1317から1319番地</u> ）、大字廿山のうち次の区域（285から304番地、354から363番地、369から751番地、874から881番地、1281から1292番地）
(後略)	

改正後（案）

学校名	通学区域
(中略)	
葛城中学校	久野喜台一丁目、五軒家一丁目及び二丁目（ <u>一丁目10番、11番、18から21番、25番、26番を除く。</u> ）、高辺台一丁目から三丁目、藤沢台三丁目及び四丁目、青葉丘、新青葉丘町、加太一丁目から三丁目
(中略)	
藤陽中学校	藤沢台一丁目及び二丁目と五丁目から七丁目、向陽台一丁目から五丁目、津々山台一丁目1番、五軒家一丁目のうち次の区域（ <u>10番、11番、18から21番、25番、26番</u> ）、大字廿山のうち次の区域（285から304番地、354から363番地、369から751番地、874から881番地、1281から1292番地）
(後略)	